

# 第7章



僕のおばあちゃん

## 地方公共団体との連携強化等のための取組

### 第1節

地方公共団体との連携強化等 ..... 170

## 第1節

## 地方公共団体との連携強化等

### 1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

#### (1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】

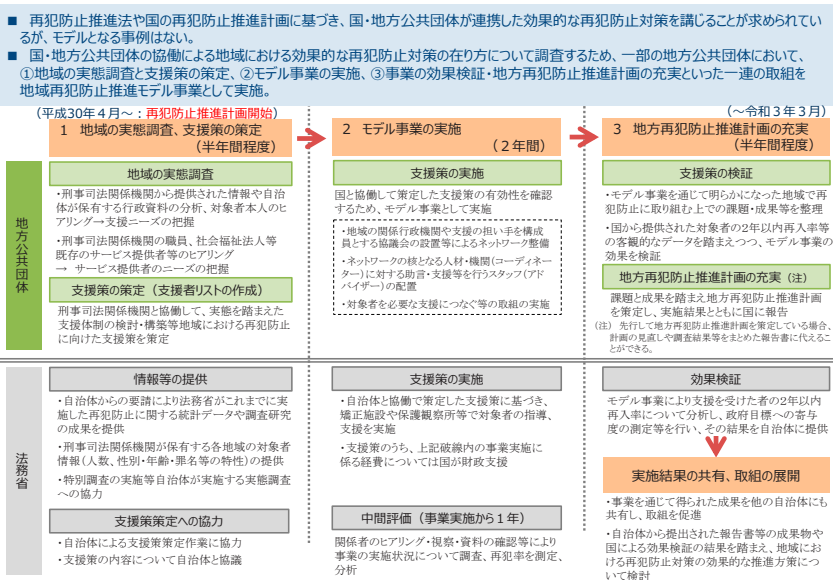
法務省は、都道府県及び指定都市については全て、市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）については、市町村再犯防止等推進会議（【施策番号110】参照）の構成員となった市町村（2023年（令和5年）4月1日現在で306市町村）について、それぞれの再犯防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、再犯防止等に関する必要な情報提供を行っている。

#### (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】

法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）までを事業期間として、地域再犯防止推進モデル事業（資7-105-1参照）を実施した（資7-105-2参照）。2021年度（令和3年度）以降、その成果等を共有し、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会として、「全国会議」\*<sup>1</sup>及び「ブロック協議会」\*<sup>2</sup>を開催している（この他、2021年度（令和3年度）には「地域連携協議会」\*<sup>3</sup>を開催した。）。

### 資7-105-1 地域再犯防止推進モデル事業の概要

#### 地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



出典：法務省資料による。

\*1 全国会議  
モデル事業において蓄積された成果や課題等を共有するため、都道府県、指定都市及びモデル事業実施団体を対象に実施するもの。

\*2 ブロック協議会  
全国会議の開催を受け、全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める意欲を持つ地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を実施するもの。

\*3 地域連携協議会  
都道府県と市町村の連携モデルの検討を行うため実施した。令和3年度に愛知県、滋賀県及び鳥取県で開催。

## 資7-105-2

## 地域再犯防止推進モデル事業における取組状況等

【2018年度（平成30年度）開始分】

自治体名	担当部署	再委託先	主な取組内容	取組の主な類型
1 北海道	環境生活部 道民生活課	(株) ピーアールセンター	①テレビ、ラジオ等多様な媒体を活用し、広く道民に、再犯防止に係る現状と課題、取組の必要性などについて周知。 ②道内市町村での再犯防止、更生支援への取組状況を調査し、その結果や昨年度実施した道内実態調査の結果を取りまとめ市町村等に送付。 ③道内4ブロックで、保護司等を対象として、就労や地域生活支援に関する課題や取組例などの知識の習得や他の支援者等との情報交換を目的とした研修会を実施。 ④道内4ブロックで、地域の更生支援者等を対象に、地域社会全体として更生を支えるネットワーク形成を目指した勉強会、意見交換会を実施。 ⑤犯罪をした者等に対する支援の必要性を周知するための道民向けのリーフレットを配布。	広報・啓発 その他
2 北海道 旭川市	福祉保険部 福祉保険課	(一社) 道北地方物質使用障害研究会	物質使用障害者に対する支援策として、 ①薬物依存症者への直接的な支援としてのリカバリーセミナー ②薬物依存に関する市民の理解促進を目的としたフォーラム ③物質使用障害に対して支援を行う者の知識やスキルの向上を目的とした学習会・スーパービジョン等を実施。	薬物 広報・啓発
3 岩手県	保健福祉部 地域福祉課	(社福) 岩手県社会福祉事業団	①保護観察所等の依頼に基づき、満期釈放予定者のうち、特別調整の対象とならなかった者に対し、出口支援として、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会に移行できるようにするための支援を実施。 ②弁護士、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴前段階、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるための支援を実施。	高齢・障害 その他
		—	③関係機関によるネットワーク構築を目的とした協議会の開催。個々のケースについての支援会議も随時開催し、情報共有、意見交換を実施。	
4 岩手県 盛岡市	保健福祉部 地域福祉課	—	①市民向けフォーラムの開催。 ②満期釈放、起訴猶予等となった者のうち、就労場所以外の居場所づくりが本人の更生に資すると判断できる者について、本人が「必要とされている」と感じることで居場所等のマッチングを実施。また、犯罪をした者をボランティアとして受け入れてくれる社会福祉法人の開拓を目的とした福祉関係者向けの研修会を開催。 ③モデル事業の円滑な推進及び再犯防止推進計画への助言を目的とした関係機関による協議会を開催。 ④公営住宅の活用を含めた既存の制度による住宅確保策を検討、実施。	住居支援 広報・啓発
5 茨城県	保健福祉部 福祉指導課 人権施策推進室	(特非) 茨城県就労支援事業者機構	水戸更生保護サポートセンター内にコーディネーターを配置し、水戸刑務所を満期出所して茨城県内に帰住する見込みの者を対象に、出口支援として、就労先の紹介・面談手続、居住先の確保・手続、生活保護等の申請手続など就労・居住に係る支援を実施。	就労支援 住居支援
6 栃木県	保健福祉部 薬務課	—	①モデル事業の効果的な実施のため、関係機関による連絡会議(栃木県薬物再犯防止推進会議)を開催。 ②薬物依存症に関する正しい知識の普及を目的として、関係機関を対象に研修会を開催。	薬物 就労支援 住居支援 広報・啓発
		(特非) 栃木ダルク	③矯正施設及び保護観察所からの依頼に基づき、満期出所者及び保護観察期間終了者を対象に、各種支援窓口の紹介等を含めた伴走型の支援(コーディネート)を実施。また、認知行動療法を活用した再犯防止教育プログラムを提供。 ④薬物依存症者の家族を対象に、認知行動療法を活用したグループミーティング等を提供(家族会)。	
		(特非) 栃木県就労支援事業者機構	⑤上記のモデル事業対象者のうち、就労支援が必要と認められる者に対して、支援を実施。	
		更生保護法人尚徳有隣会	⑥上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者(男性)に対して、支援を実施。	
更生保護法人栃木明徳会	⑦上記のモデル事業対象者のうち、住居確保支援が必要と認められる者(女性)に対して、支援を実施。			

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

	自治体名	担当部署	再委託先	主な取組内容	取組の主な類型
7	埼玉県	福祉部 社会福祉課	(社福) 親愛会	①保護観察所からの依頼に基づき、高齢・障害がある者等で更生緊急保護が適用になった起訴猶予、執行猶予者等に対し、入口支援として、福祉・年金等の各種手続、福祉支援、医療、就労、住居の確保等の調整を実施。また、戻り場所のない支援対象者に対し、更生保護施設、自立準備ホームと連携・協働して地域生活が定着するための息の長い支援を実施。 ②弁護士、福祉事務所、地方公共団体等の支援者から相談があった場合、必要に応じて、各種相談窓口の紹介等のコーディネート業務を実施。	高齢・障害
8	千葉県	健康福祉部 健康福祉指導課	—	①「生活支援調整関係機関会議」(ケース会議)において、保護観察所、矯正施設等からの依頼に基づき、保護観察対象者、満期出所者等のうち、地域生活上何らかの支援を必要とする者を対象に、支援方針の検討や支援の利用調整、千葉県が設置している総合相談支援機関「中核地域生活支援センター」へのつなぎ支援を実施。 ②支援対象者に県の取組を周知するため、パンフレットを配布。 ③県の取組を周知することや犯罪をした者等の社会復帰支援についての理解促進を目的に、関係者、支援機関を対象にフォーラムを開催。	広報・啓発 その他
9	東京都	都民安全推進本部 総合推進部 都民安全推進課	(一社) 社会支援ネット・早稲田すばいく	万引きなどの犯罪をしてしまう高齢者やその家族等を対象に、社会福祉士や精神保健福祉士等が電話相談を受け付け、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、適切な支援につなげる。	高齢・障害 その他
10	神奈川県	福祉子ども みらい局 福祉部 地域福祉課	(公社) 神奈川県社会福祉士会  (特非) 全国万引犯罪防止機構	①犯罪をした高齢者や障がい者等への更生支援に係るスキルアップと理解促進を図ることを目的として、市町村職員や社会福祉協議会職員等の福祉関係者を対象に、研修会を開催。 ②高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容として作成した冊子を対象者に配付し、効果検証を実施。 ③高齢者万引きの再犯防止に関する啓発を内容とした動画を作成。	高齢・障害 広報・啓発 その他
11	長野県	健康福祉部 地域福祉課	(公社) 長野県社会福祉士会  長野県保護司会連合会	①県再犯防止推進計画の策定進捗状況の報告やモデル事業等の内容を共有することを目的とした関係機関協議会を開催。 ②圏域ごとに、制度周知や福祉関係者と司法関係者との相互理解のための研修会を開催。 ③関係機関を対象に、対象者の支援方法等に関する相談支援を実施。 ④更生保護サポートセンターに、犯罪をした者や地域住民を対象とした犯罪・非行に関する相談窓口を設置。	広報・啓発 その他
12	愛知県	防災安全局 県民安全課  労働局 就業促進課	愛知県弁護士会  (特非) 愛知県就労支援事業者機構	①弁護士が、犯罪をした者等に対して、入口支援及び出口支援として、刑事司法の各段階(検察・裁判・矯正・保護)において、面会等を通じて社会復帰に向けた支援の聞き取りを行うとともに、居住手続や就労支援窓口、医療・福祉等関係機関への引継などを実施。 ②刑務所出所者等の職場定着のため、面談を通して、就労継続に向けた助言や意欲喚起等のフォローアップ支援を実施。また、出所者等を雇用する協力雇用主に対しても、出所者等の問題行動に対する対処方法等の助言等のフォローアップ支援を実施。 ③出所者等の雇用に係る情報や経験を共有することを目的に、協力雇用主を対象とした研修会を開催。	就労支援 広報・啓発 その他
13	名古屋市	市民経済局 企画経理課	(特非) ぐらし応援ネットワーク  (学) 日本福祉大学  —	①検察庁、保護観察所の依頼に基づき、起訴猶予となった者のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者・障害者・若者(39歳以下)に対して、入口支援として、福祉サービス等につなげるため、支援プランを作成の上、窓口同行や申請書類の作成支援等を実施するとともに、一定期間寄り添いながら支援を行う伴走支援を実施。 ②上記①の支援の中間調査を実施し、伴走支援の意義及び課題等を考察し調査報告書に取りまとめ、事業終了後に効果検証を実施。 ③モデル事業実施結果に関する市民報告会を開催。	高齢・障害 広報・啓発

自治体名	担当部署	再委託先	主な取組内容	取組の主な類型
14	滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課	(社福) グロー	①弁護士、検察庁等の依頼に基づき、刑事手続段階にある高齢者又は障害のある者に対し、入口支援として、必要な支援のアセスメント及びコーディネートを実施。 ②支援を実施する上で、関係機関による連携会議を開催。困難事例と判断したケースでは、医療・福祉・司法の専門家による調査委員会において、医療的・福祉的アセスメントを実施。 ③地域におけるコーディネート体制構築のため、連携会議や調査委員会において、情報交換・意見交換を実施。 ④司法・福祉・医療機関等対して、本事業の周知を目的に、講師を派遣し、説明を実施。	高齢・障害 広報・啓発 その他
		更生保護法人滋賀県更生保護事業協会	⑤再犯防止地域支援員を設置し、協力雇用主及び医療機関の理解促進のため、個別訪問やアンケート調査を実施。 ⑥協力雇用主を対象に、制度紹介等を目的とした研修会を実施。	
		(公社) 滋賀県社会福祉士会	⑦雇用主や福祉事業所を対象とした相談窓口を設置し、対象者への対応等に関する助言を実施。 ⑧電話・訪問相談の結果、更なる支援が必要と判断したケースについては、事例検討会を開催し、支援プランを作成。アドバイザーが支援プランに即して、当事者を支援する方法の助言や支援者が開催するケース会議への参加、必要に応じて当事者との直接面談を実施。 ⑨地域の支援者や相談員を対象に、対象者の支援方法や先進事例を学ぶことを目的とした研修会を開催。	
15	京都府 健康福祉部 家庭支援課	—	①学校、児童相談所等の依頼に基づき、非行問題を抱える小学生及び中学1、2年生の少年と保護者を対象に、相談支援や学習支援等を実施。	少年
		更生保護法人 西本願寺白光荘	②週1回、非行をした少女を対象とした居場所を開設し、少女特有の悩み等に対する相談支援や自立に向けた生活訓練等を実施。	
16	京都市 保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課	京都わかさねっと	①矯正施設を出所した若年女性等を対象に、支援計画を作成した上で、相談支援や関係機関の紹介・同行支援等を実施することによって、生活課題の解決・就労の確保等つなげていく「寄り添い支援」を実施。	広報・啓発 その他
		—	②犯罪をした人等が刑務所等の施設出所後に困難や悩みを抱えた時の相談窓口や支援機関等を紹介したハンドブック「つなぐつながる」を作成。 ③地方再犯防止推進計画の策定に当たって、広く意見・助言等をもらうため、刑事司法機関及び民間団体等で構成する京都市再犯防止推進会議を開催。	
17	大阪府 青少年・地域 安全室 治安対策課	—	①性犯罪（痴漢、盗撮、公然わいせつ、児童ポルノ関係）を行った起訴猶予等のうち、支援を申し込んだ者に対し、臨床心理士による全5回の心理カウンセリングプログラムを提供。	性犯罪 高齢・障害 就労支援
		福祉部 障がい福祉室 自立支援課	②検察庁や弁護士等からの依頼に基づき、障がいのある起訴猶予等となった者等に対し、入口支援として、福祉サービスや支援機関等へのつなぎ支援を実施。	
18	兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課	(社福) みつみ福祉会	①弁護士会の依頼に基づき、起訴猶予等となる見込みのある者のうち、高齢者又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。	高齢・障害 就労支援
		産業労働部 政策労働局 労政福祉課	②保護観察対象者等と1か月間の雇用契約を締結の上、対象者に対し、ビジネス基礎研修や職場体験を提供。また、マッチング支援や定着フォローアップなどの就職活動支援を最大4か月間実施。	
19	兵庫県 明石市 福祉局地域 共生社会室	(社福) 明石市社会福祉協議会	①警察署、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等により釈放されることが見込まれる者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、入口支援として、窓口への手続同行や申請書類の作成支援など福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②刑務所等からの依頼に基づき、刑務所等の出所時期が概ね半年以内となっている者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援が必要な者に対して、出口支援として、生活保護受給申請の支援や担当保護司の帰宅先調査への同行など円滑な地域帰住促進のための支援を実施。	高齢・障害 広報・啓発
		—	③市民の更生支援・再犯防止に対する理解促進を目的として、市民向けイベント（あかし更生支援フェア）を開催し、再犯防止等に関する法務省や市の取組報告及び講演会（更生支援フォーラム）を実施するとともに、18の関係機関・団体の出展の下、刑務作業製品の展示・即売やパネル展示等を実施。	

	自治体名	担当部署	再委託先	主な取組内容	取組の主な類型
20	奈良県	福祉医療部 地域福祉課	—	①再犯防止等の機運醸成を目的として、一般県民を対象としたシンポジウムを実施。シンポジウム終了後は、非行予防及び就労支援に係る個別相談会を開催。 ②犯罪をした者等を雇用する際の不安を解消するため、協力雇用主を対象としたセミナーを実施。 ③保護観察期間中の少年を対象に、専門家による社会技能訓練(SST)を月1回程度実施。 ④協力雇用主が出所者等を雇用した際の不安解消を図るノウハウや、保護観察対象者等が職業的自立を図る際に活用できる相談窓口等を紹介するハンドブックを作成。 ⑤有識者等を構成員として、「更生支援のあり方」についての検討会を開催。	就労支援 広報・啓発 その他
21	鳥取県	福祉保健部 福祉保健課	(一社) とっとり東部権利擁護支援センター	①弁護士、検察庁、保護観察所等の依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障がいのある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、窓口同行、申請書類の作成支援、生活環境の整備(住居確保、成年後見人の確保等)などの福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。	高齢・障害
			—	②鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理や課題・情報共有のため、関係機関による推進会議を開催。	
22	島根県	健康福祉部 地域福祉課	—	①再犯防止推進計画の内容や更生支援関係機関の取組等を周知することを目的に、市町村担当者・県の関係機関担当者による会議を開催。 ②更生支援計画作成の技能を習得することを目的として、社会福祉士や精神保健福祉士などを対象に研修会を開催。 ③刑事司法関係機関や支援者等からの依頼に基づき、②の研修会の修了者(更生支援コーディネーター)を派遣し、福祉的支援が必要な罪を犯した者等の更生支援計画を作成。 ④更生支援に関する理解促進を目的に、広報資料(ポスター、リーフレット等)を作成。	広報・啓発 その他
23	広島県	環境県民局 県民活動課	—	①県内の関係機関・団体が非行少年等の立ち直りに向けて実施する支援の内容や実施に係る課題等を整理し、今後の取組について協議することを目的とした連絡会議等の実施を踏まえて、支援ガイド等を作成。	少年 就労支援
			(特非) 広島県就労支援事業者機構	②保護観察を終了した少年をはじめとした、立ち直りに向けた支援を必要としているのにも関わらず、公的な支援を受けることができない非行や罪を犯した無職等の少年に対し、支援コーディネートを行い、就労準備支援、就労体験や学習支援等、立ち直りに向けた総合的支援を実施。	
24	山口県	健康福祉部 厚政課	(社福) 山口県社会福祉協議会	①検察庁からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要な者に対して、入口支援として、帰住先確保等の福祉的支援や相談窓口への同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②保護観察所からの依頼に基づき、刑務所出所予定者等のうち、特別調整の対象とならない者に対して、特別調整に準ずる者への出口支援として、帰住先確保等の福祉的支援を実施。 ③保護観察所からの依頼に基づき、保護観察期間終了者のうち、福祉的支援の必要な者に対して、出口支援として、保護観察期間終了前から帰住先確保等の福祉的支援及び福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ④再犯防止の取組等に関する普及啓発等を目的として、再犯防止に関するポータルサイトを作成。	高齢・障害 広報・啓発
25	香川県	健康福祉部 障害福祉課	(社福) 電雲学園	①検察庁、保護観察所からの依頼に基づき、不起訴処分及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障害のある福祉的支援の必要なものに対して、入口支援として、窓口同行や申請書類作成支援など福祉的サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②入口支援の意義や取組内容等を周知することを目的に、関係機関を対象とした研修会等を開催。	高齢・障害 広報・啓発
26	北九州市	保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課	(公社) 北九州市障害者相談支援事業協会	①65歳未満で知的障害等のある窃盗・無銭飲食などの罪を犯した者に対して、入口支援として、自立に向けた支援計画の作成や継続的な見守りを実施。 ②上記の者を受け入れることが見込まれる協力雇用主や障害福祉サービス事業者等に対して、支援対象者の行動の理解や対応の方法について研修を実施。 ③支援対象者の就職や就労の定着に向けた個別支援会議を開催。	高齢・障害 就労支援 広報・啓発
27	長崎県	福祉保健部 福祉保健課	(社福) 南高愛隣会	①高齢者又は障害のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、検察庁・弁護士等の依頼に基づき、相談支援専門員協会や障害者自立支援協議会等と連携した支援を実施。 ②薬物依存のある犯罪をした者等に対して、入口支援として、精神保健福祉センターやダルク等と連携した支援を実施。 ③身寄りのない犯罪をした者等に対して、入口支援として、県居住支援協議会等と連携して居場所の確保に向けた支援を実施。	薬物 高齢・障害 住居支援

自治体名	担当部署	再委託先	主な取組内容	取組の主な類型
28 熊本県	環境生活部 県民生活局 くらしの安全 推進課	(社福) 恩賜財団済生会 支部熊本県済生会	①検察庁や更生保護施設等からの依頼に基づき、微罪処分、不起訴処分及び執行猶予等となった者のうち、高齢又は障害のある福祉の支援を必要とする者に対し、入口支援として、申請書類作成支援、相談窓口同行等の福祉サービス等へのつなぎ支援を実施。 ②犯罪をした者等の受入れへの理解促進を目的として、福祉施設等支援関係者を対象に、講習会を開催。	高齢・障害 広報・啓発
29 熊本市	市民局 市民生活部 生活安全課	職業訓練法人熊本市職業 訓練センター  (株) あつまるホール ディングス	①雇用ニーズの高い介護分野の資格を取得することを目的として、保護観察対象者等を対象に、資格取得訓練を実施。 ②犯罪をした者等向けの求人誌を作成。 ③犯罪をした者等を雇用する事業者を増やすことを目的とした企業向けセミナーや、保護観察対象者等の就職を目的とした合同就職説明会を開催。	就労支援 広報・啓発
30 鹿児島県 奄美市	保健福祉部 福祉政策課	(特非) 奄美青少年支援 センターゆずり葉の郷  —	①再委託先施設の元入所者宅を訪問し、家族・本人に対して相談支援を実施。必要に応じて、修学支援や就労支援を併せて実施。 ②上記再委託先の入所者・元入所者やその家族のうち、必要な者に対して市役所相談室でカウンセリングを実施。 ③上記再委託先の入所者・元入所者のうち、障がい者に対して、障がい者支援施策を活用しながら一般就労、就労支援A型・B型につなげる。	高齢・障害 少年 就労支援 その他

## 【2019年度（令和元年度）開始分】

自治体名	担当部署	再委託先	主な取組内容	取組の主な類型
1 宮城県	保健福祉部 社会福祉課	(特非) ワンファミリー 仙台	①刑務所出所者等やその関係者を対象とした相談窓口を週3回程度開設し、住居確保に関する相談を実施。 ②刑務所出所者等のうち、就労等の日中活動に結びついていない者を対象に、週3回程度、軽作業等を実施する日中活動の場を提供。	就労支援 住居支援
2 秋田県	健康福祉部 地域・家庭 福祉課	令和2年度からは更生保 護支援ボランティアふれ あいサークルに委託  令和2年度からは(株) ディーノに委託	①次のいずれかに該当し、かつ支援を受けることに同意している者に対し、定期的な訪問による見守り支援を実施する。 ・地域生活定着支援事業による特別調整の対象として支援を受けた又は受けていること。 ・更生保護施設又は自立準備ホームを退所した又は退所予定であること。 ②再犯防止施策への理解促進を目的に、啓発パンフレット及びポスターを作成。 ③秋田地方検察庁の所管で起訴猶予、執行猶予、罰金・科料となったこと又は秋田保護観察所の所管で保護観察対象又は更生緊急保護対象であること又は東北管内の矯正施設を退所予定の者のうち、秋田県横手市に帰住を希望している者について、横手市居住支援協議会が秋田地方検察庁や秋田保護観察所、東北管内の矯正施設からの依頼に基づき、宅地建物取引業者への住居調整依頼を行うなどして住居確保に向けた支援を行う。 ④モデル事業の取組紹介や、支援関係者の素養向上を目的に、県民や支援関係者を対象とした研修会を実施。 ⑤罪を犯した人の見守り支援に従事するボランティア会員や行政などの関係団体が、再犯防止推進と罪を犯した人の見守り支援への理解と協力を広く県民に呼びかける広報活動を実施。	高齢・障害 住居支援 広報・啓発
3 山形県	健康福祉部 地域福祉推進課	(社福) 山形県社会福祉 事業団  (特非) 鶴岡グループ  令和2年度からは更生保 護法人山形県更生保護事 業協会に委託	①矯正施設等からの依頼に基づき、特別調整とならなかった満期釈放者等を対象として、出口支援として、住居や就労先の確保に向けた支援を実施。 ②性犯罪や入口支援等の理解促進を目的として、関係者を対象にセミナーを開催。 ③グループに入所した者や依存症者の家族を対象に、認知行動療法等を活用したプログラムを提供。 ④県民、事業者等を対象としたパンフレットを作成。	薬物 高齢・障害 就労支援 住居支援 広報・啓発
4 茨城県 牛久市	保健福祉部 こども家庭課	(株) キズキ  (株) LITALICO	①茨城農芸学院在院中の発達上の課題を有する少年を対象に、学習支援の専門家と地域の学習指導員による学習支援を実施。 ②発達上の課題を有する児童・生徒を含む市内の児童・生徒に対し、放課後カッパ塾において学習支援を実施。また、地域の学習指導員に対し、学習支援の専門家による研修会を実施。 ③発達上の課題を持った少年・少女、非行のある少年・少女、性非行及び性に関して問題行動のあった少年・少女等の現状やニーズ等を把握するため、放課後カッパ塾指導員、特別支援教育コーディネーターにニーズ調査を実施。	高齢・障害 少年 広報・啓発 その他

	自治体名	担当部署	再委託先	主な取組内容	取組の主な類型
5	愛媛県	県民環境部 県民生活局 県民生活課	(特非) 愛媛県就労支援 事業者機構  —	① 刑務所出所者や保護観察対象者等を対象（令和2年度は起訴猶予者等も対象）に、ビジネスマナー等のセミナーの受講調整、臨床心理士によるメンタルチェック・ケアや協力雇用主の協力のもと複数の職場を順次巡る方法での就労体験等の就労支援を実施。 ② 性犯罪者を対象に臨床心理士等によるカウンセリングなどを実施。 ③ 協力雇用主の不安軽減等を目的とした研修会等を開催。 ④ 再犯の現状、犯罪をした者等が抱える課題や支援事例を共有することを目的に、関係機関等による地域別会議を開催。 ⑤ 県民の理解促進を目的としたリーフレットを作成。 ⑥ 性犯罪を犯した者への対応ノウハウの獲得を目的に、関係機関等を対象者とした研修会を開催。 ⑦ モデル事業の成果等を周知することを目的に、県民向け報告会を開催。	性犯罪 就労支援 広報・啓発 その他
6	福岡県	福祉労働部 福祉総務課	(特非) 抱樸 (公社) 福岡県社会福祉 士会 (特非) 抱樸【再掲】 —	① 「立ち直りサポートセンター」を設置し、高齢者・障害者・住居不定者・依存症者・薬物事犯者・性犯罪者に対する入口支援（性犯罪者については出所後の支援（出口支援）も含む。）を実施。 ② ①において、ケース会議を開催し、個別支援計画の策定や支援業務に対する支援を実施。 ③ 支援対象者の就労先、入所先、地域での見守り等の担い手に対する研修の実施。 ④ 福岡県再犯防止推進会議の設置・開催	薬物 性犯罪 高齢・障害 その他

出典：法務省資料による。

### (3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

一部の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、支援を行う民間団体の職員等を構成員とする会議体を設置し、再犯防止に係る取組の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行っている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体におけるネットワークの構築や連携を支援している。2021年度（令和3年度）以降、これらの取組を更に促進するため、ブロック協議会（【施策番号105】参照）を開催している。

また、2022年（令和4年）10月から実施している「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号92】参照）を通じて、地方公共団体を含めた地域のネットワーク構築や連携に取り組んでいる。

### (4) 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、2019年度（令和元年度）、「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究」を実施し、その結果を公表している（【施策番号97】参照）。また、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）が、民間団体等の創意と工夫を最大限に引き出すこと等が期待される仕組みであることを踏まえ、地方公共団体に対し、2021年度（令和3年度）から実施しているSIBを活用した再犯防止事業（【施策番号96】参照）の実施状況を共有しつつ、再犯防止に向けた活動を推進するための資金調達手段の検討を働き掛けている。

内閣府は、2021年（令和3年）2月に、SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）事業を実施しようとする国又は地方公共団体等が当該事業を円滑に実施できるよう、PFS事業の実施に関する一連の手続の概説等を示した「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通ガイドライン」<sup>※4</sup>を作成、公表した。また、2021年度（令和3年度）からSIBを含むPFS事業を実施する地方公共団体を対象として、より高い成果創出時に必要となる委託費の成果連動部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該PFS事業に必要な成果評価を支援する

※4 成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通ガイドライン  
<https://www8.cao.go.jp/pfs/guidelines.pdf>





事業「成果連動型民間委託契約方式推進交付金」等（資7-107-1）の取組を開始している。

### 資7-107-1 成果連動型民間委託契約方式推進交付金等について

## 成果連動型民間委託契約方式推進交付金

- P F S 事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金
- 成果評価について、評価の専門機関による支援（内閣府がコンサルを派遣）
- 令和5年度～交付金の**補助率、上限額、補助対象経費を拡充**

#### 補助率・補助限度額等

##### 【成果連動部分】

・補助率：2分の1・・・上限額：4,000万円（但し先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）

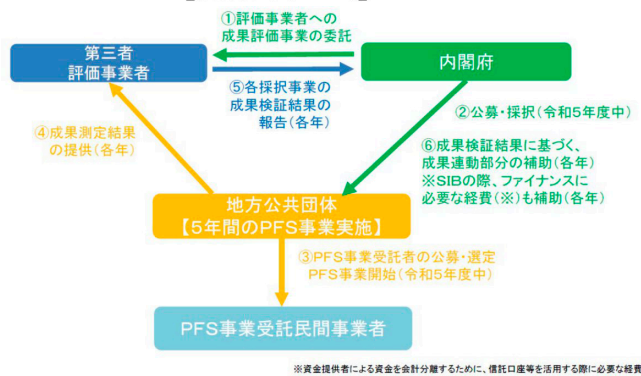
##### 【中間支援事業者の活用費用部分（先導案件のみ）】

・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方

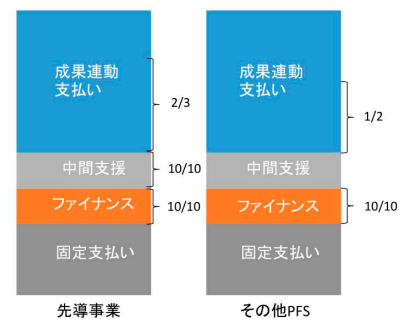
##### 【ファイナンス部分（SIBのみ）】

・補助率：10分の10・・・上限額：500万円

#### 【交付スキーム】



#### 【補助対象】



出典：内閣府資料による。

## 2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」<sup>※5</sup>（資7-108-1 参照）を作成し、全国の地方公共団体に配布するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得て、地方公共団体に対し、再犯防止対策に関する説明や協議を実施している。

さらに、地方公共団体に対して、第一次再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）において設定された再犯の防止等に関する施策の指標（出所受刑者の2年以内再入率等）に関する都道府県別データの提供を行っているほか、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供している。

加えて、地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（【施策番号105】参照）等の開催等を通じて、引き続き、都道府県や市町村に対して、前記の情報提供等を行うとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援等を行っている（地方再犯防止推進計画の策定数は【指標番号17】参照）。

※5 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月改定版）  
<https://www.moj.go.jp/content/001395209.pdf>



## 資7-108-1 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

## 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「<b>地方再犯防止推進計画</b>」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。</li> <li>● 「<b>地方再犯防止推進計画策定の手引き</b>」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。</li> </ul>
手引きの構成	<p><b>第1章 計画策定の意義等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法的根拠</li> <li>2 計画策定の意義</li> <li>3 計画策定の流れ</li> </ol> <p><b>第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画策定の趣旨等</li> <li>2 地域における再犯防止を取り巻く状況</li> <li>3 重点課題・成果指標</li> <li>4 取組内容</li> <li>5 推進体制</li> </ol> <p><b>第3章 具体的な取組の記載例等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組</li> <li>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組</li> <li>3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組</li> <li>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組</li> <li>5 民間協力者の活動の促進等のための取組</li> <li>6 地域による包摂を推進するための取組</li> <li>7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組</li> </ol>

出典：法務省資料による。

### 3 地方公共団体との連携の強化

#### (1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は、地方公共団体が犯罪をした者等の支援を円滑に実施できるよう、矯正施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じ、当該団体が犯罪をした者等の支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

例えば、大阪府や福岡県においては、条例により一定の性犯罪者に住所の届出義務を課し、それを通じて性犯罪者の存在を把握した上で、性犯罪者に対する社会復帰支援等を行うという再犯防止の取組が進められており、法務省としても、それらの府県が、条例で定める対象者であることを確認できるようにするため、情報提供を始めとする必要な協力を行っている。

また、検察庁においては、入口支援を実施するに当たり、犯罪をした者等の再犯防止を実現するため、関係機関等と十分なコミュニケーションを図りつつ、関係機関等に対し、適切な情報提供を行うこととしている。

さらに、矯正局では、2022年（令和4年）9月から、今後、再犯防止を一層推進していくに当たっては、矯正施設が被収容者に関する情報を適切かつ効果的に関係機関等との間で共有していくことが極めて重要であるとし、関係機関等への適切な情報提供を積極的に行うこととしている。

なお、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）においても、上記の大阪府や福岡県における事例を踏まえ、刑事施設及び保護観察所において、必要な体制ができた地方公共団体に対し、引き続き、出所者に関する情報を含め、必要な情報提供を行うこととされている。

#### (2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年度（平成30年度）及び2019年度（令和元年度）、再犯防止の取組における国

及び市町村間のネットワークの構築等を目的として、市町村の施策担当者を対象に市町村再犯防止等推進会議を開催するとともに、都道府県の施策担当者を対象に、再犯防止の取組等の情報共有を目的とした都道府県再犯防止等推進会議を開催した。

2020年度（令和2年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市町村再犯防止等推進会議は中止、都道府県再犯防止等推進会議はオンラインによる開催とした。

2021年度（令和3年度）以降も、市町村再犯防止等推進会議は中止したが、同会議の登録団体には、「ブロック協議会」（【施策番号105】参照）への参加を案内した。また、都道府県再犯防止等推進会議については、「全国会議」（【施策番号105】参照）に名称を変更し、2020年度（令和2年度）に引き続きオンラインにて実施した。

また、性犯罪をした者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において支援を継続することが重要であるところ、地方公共団体においては、そうしたノウハウを十分に持ち合わせていない実情があることに鑑み、2023年（令和5年）3月、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを作成し、都道府県及び指定都市に配布した<sup>※6</sup>。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体等が開催する研修やシンポジウム等に講師として派遣するなどし、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援を行う関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

加えて、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号47、87、100】参照）。

### （3）国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、2020年度（令和2年度）までを事業期間として、地域再犯防止推進モデル事業を実施してきた（【施策番号105】参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である7月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）以降、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村等に送付の上、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼している（【施策番号101】参照）。

市町村における再犯の防止等に関する取組として、2018年（平成30年）6月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催され、2019年（令和元年）6月には、90の市町村の首長を会員として、矯正施設所在自治体会議の設立総会が開催された（2023年（令和5年）4月時点で100の市町村が参加）。2022年度（令和4年度）は新型コロナウイルス感染症対策のため、総会は書面開催とされたものの、全国7ブロックにおいて、対面又はオンライン形式での地域部会が開催されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大状況下においても実施可能な取組が実施された。

さらに、2023年（令和5年）3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画には、再犯防止分野において国、都道府県及び市区町村が担う具体的役割（資7-111-1参照）が明記された。国と地方公共団体はそれぞれ、この役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進していくこととなる。

※6 性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～  
[https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00091.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00091.html)



## 資7-111-1

## 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割

## 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割について

## 国

- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

## 都道府県

広域自治体として、

- 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や地域のネットワーク構築に努める。
- 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

## 市区町村

地域住民に最も身近な地方公共団体として、

- 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

## (4) 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

法務省は、2018年度（平成30年度）以降、毎年、各種会議（【施策番号105、110】参照）や、広報・啓発イベント（【施策番号101】参照）等を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

警察庁は都道府県警察に対し、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対し、それぞれ文書や会議等を通じて、推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼している。

## 静岡市における再犯防止の取組

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

基礎自治体である市区町村には、再犯防止の推進においてどのような役割が求められているのでしょうか。2023年（令和5年）3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画では、市区町村の役割として次の記述があります。

「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等（中略）が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。」「立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。」

静岡市では、2021年度（令和3年度）から「付添い支援」と「伴走型支援」の2つの支援策を展開していますが、これら支援策がまさに基礎自治体として求められていることであると実感しています。

一つ目の「付添い支援」は、満期出所や起訴猶予処分、保護観察が付かない刑の全部の執行猶予判決を受けて釈放された方等を対象に、市民ボランティアが行政等の窓口での手続きに付き添い、支援を必要とする方を適切な支援制度に結び付けようとするものです。

静岡市としては、様々なサービスをそれぞれの窓口で提供していますが、出所や釈放直後の人は、「釈放されても転入や健康保険等の市役所の手続きができず、福祉サービスを受けられない。」「市役所で必要な手続きをしようとしても、一人では10分、15分の待ち時間に耐えられず手続きが完了できない。」といった課題があり、これらのサービスにたどり着くことができず、再び犯罪に手を染めてしまうことがあります。このような福祉的ケアが必要な対象者を確実に支援に結び付ける事業が「付添い支援」です。静岡市では、静岡地方検察庁を始めとした関係機関から事前に対象者情報を提供いただき、「よりそい支援員」の愛称で呼ばれる市民ボランティアが当該機関と市役所とを結び付け、各行政機関との間の切れ目のない支援を提供しています。

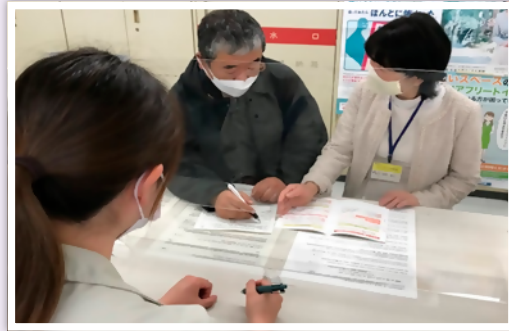
また、「よりそい支援員」は、その名前のとおり対象者に寄り添った支援を行います。サービスを提供する側の市職員は、申請書の記入を求めたり、サービス提供の決定をしたりと、どうしても対象者と対峙する「相手」となってしまふことがあります。一方で、「よりそい支援員」は、隣で優しく声をかけ、緊張をほぐし、和やかな雰囲気を作るなど、対象者にとって心理的に「味方」となることができる存在であると感じています。現在は、市に3つある行政区からそれぞれ3人ずつ、合計9人の保護司の方に「よりそい支援員」として御協力をいただいておりますが、窓口でのスムーズな手続になくなくてはならない存在であると実感しています。

二つ目の「伴走型支援」は、対象者に対し、面談、電話連絡、訪問等で1か月に1、2回程度、対象者から生活の様子を聴いたり、何か困ったことがないかと相談に乗ったりすることで、小さなつまずきなども見逃さず、必要に応じて支援につないでいくものです。

出所や釈放直後の人が新しく仕事を見つけたとしても、その仕事が長続きするとは限りません。実際に、「伴走型支援」の対象者の中には、一度仕事が見つかったものの結局断ってしまったり、諸事情から仕事ができる状況ではなくなってしまう人がいます。このようにつまずきが、対象者にとって再び罪を犯すきっかけになってしまうのを、長期にわたり対象者自身を受け入れ、伴走することを目的とした支援を実施しています。

事業を開始した2021年度（令和3年度）当初、「付添い支援」は手探り状態でした。「伴走型支援」についても思うように利用が進まないなどの課題がありましたが、いずれもこの2年間の取組の中で少しずつ軌道に乗ってきたように感じます。

事業の実現に当たっては、静岡市再犯防止推進協議会の委員である国や民間協力者の方に大変な御尽力をいただきました。犯罪を抑止し、安全に安心して暮らせる地域社会の実現のために、基礎自治体としてできることは限られているのかもしれませんが、しかしながら、基礎自治体だからこそできることがあるとも感じています。引き続き、関係機関等と連携を図り、より一層の切れ目のない支援を実現していきたいと考えています。



よりそい支援員による付添い支援の様子